

乳児死亡事例検証報告書

平成24年7月

山口県社会福祉審議会
児童福祉専門分科会保護母子部会虐待等審査会

本報告書については、プライバシーに十分配慮して取り扱ってくださるようお願いいたします

はじめに

平成23年9月、本県において生後2ヶ月の女児が父親から暴行を受けて死亡するという事件が発生した。

このような痛ましい事件の再発を防止するためには、児童相談所等の関係機関における対応や体制等を把握するとともに、今後取り組むべき課題を明らかにすることが重要であることから、山口県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保護母子部会虐待等審査会（以下「死亡事例検証委員会」という。）において、当該死亡事例の検証を行うこととした。

本県では、平成20年4月に虐待による死亡事例について検証を行うために検証委員会を設置したところであるが、本件は当委員会での初めての検証事例となるものである。

この報告書では、事例の検証結果を踏まえ、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応のための方策として、情報収集や安全確認のあり方、関係機関との連携のあり方など、再発防止に向けた提言をとりまとめている。

なお、この検証作業は、虐待により死に至った乳児の事例について、必要な再発防止策を検討するためのものであり、特定の機関や組織、個人の責任の有無を追及するものではない。

この報告書が、今後の市町や県、各関係機関における事件の再発防止や児童虐待の未然防止に役立つことを願うものである。

目 次

1 検証の目的	1
2 検証の方法	1
3 事例の概要と対応の経過	2
(1) 事例の概要	2
(2) 子ども及び家族の状況	2
(3) 事件の経過	2
(4) 父母等による本児の養育上の問題点等	3
(5) 各関係機関による支援の状況	3
4 事例の検証による問題点と課題の整理	7
(1) 情報収集及びリスク評価について	7
(2) 子どもの安全確認について	7
(3) 関係機関の連携について	8
(4) 施設入所措置等の対応について	9
(5) 保護者への支援について	9
5 再発防止に向けての提言	10
【提言1】情報収集及びアセスメントの適切な実施	10
【提言2】子どもの安全確認の確実な実施	10
【提言3】関係機関の連携に基づく適切な支援等	10
【提言4】保護者の心情や状況の変化等に則した適切な対応	11
【提言5】養育に不安のある保護者への適切な支援	11
【 参考資料 】	
児童福祉専門分科会保護母子部会運営要綱	12
山口県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保護母子部会虐待等審査会名簿	13
虐待等審査会（死亡事例検証委員会）開催状況	14
状況判断シート	15
リスク情報整理シート	16

1 検証の目的

平成23年9月、A市内において発生した、生後2ヶ月の女兒が父親から暴行を受けて死亡するという事件について、事実関係及び問題点・課題等を整理するなどの検証を行い、再発を防止するための方策等について提言することを目的とする。

なお、この検証は、特定の機関や組織、個人の責任の有無を追及するものではない。

2 検証の方法

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付厚生労働省課長通知）に基づき、死亡事例検証委員会において、次のとおり検証を行った。

- (1) 本事例を管轄する児童相談所やA市から提出された資料を確認するとともに、関係職員からの聞き取りを実施し、併せて事件の裁判に関する情報収集なども行いながら、事実関係を整理した。
- (2) 調査結果に基づき、発生原因の分析を行い、問題点・課題の抽出を行った上で、再発防止に向けた方策についての提言をまとめた。
- (3) 事例検証の内容については、プライバシー保護の観点から非公開とした。ただし、検証結果については、最終的に本報告書としてとりまとめ、公表することとした。

3 事例の概要と対応の経過

(1) 事例の概要

平成23年9月、A市において、生後2ヶ月になる女児が頭蓋骨の陥没骨折による急性脳腫脹で死亡。同年12月、女児に暴行を加えて死亡させたとして、父親が傷害致死容疑で逮捕・起訴された。

平成24年5月、父親に対する裁判員裁判が行われ、傷害致死罪による懲役6年の実刑判決が確定した。

(2) 子ども及び家族の状況

本 児 : H23. 6.20生 (生後2ヶ月)

父 親 : S62. 7.23生 (24歳)

職 業 : 運転代行アルバイト

性格等 : 短気な性格で、母親に対して暴力を振るうことがある。

母 親 : H 4. 9.28生 (18歳)

職 業 : 無職

性格等 : うつむき加減で他人と視線を合わさず、ほとんど話をしない。

父方祖母 : S38. 2.19生 (48歳)

職 業 : 運転代行

※1 年齢は事件発生当時

※2 本児の実の父親は、母親の結婚前の交際相手である。母親の配偶者となった父親が実子として届出をした。

(3) 事件の経過

平成23年6月8日

父母婚姻届提出

平成23年6月14日

B医院受診(初診)、妊娠38週

父母がA市健康増進課を訪れ、母子健康手帳の交付を受ける。

平成23年6月20日

母親、自宅において本児を出産し、同日、C病院に救急搬送され入院した。(本児体重2,695g)

平成23年6月25日

母親及び本児退院

平成23年6月27日

出生届提出

平成23年8月30日

本児がD医院にて1ヶ月健診を受診。(9月10日にA市健康増進課に「異常なし」の健診結果が送付される。)

平成23年9月3日

午前8時35分頃、母親が119番通報し、本児は搬送先のC病院で死亡が確認される。

平成23年12月5日

午後7時8分、父親が傷害致死容疑で警察に逮捕される。

(4) 父母等による本児の養育上の問題点等

① 本児出産経緯

- ・ 妊娠38週で医療機関を初めて受診し、A市へ妊娠の届出を提出。
- ・ 医療機関等を利用せず自宅において出産した。
- ・ 父親の実の子どもではない。

② 医療機関入院中の様子

- ・ 父親が主として本児の世話をする。
- ・ 母親は、母乳を与えない、オムツ替えもしないなど、本児の世話をしていない。父親の話では、母親は、突然の出産で気持ちの整理がついていないから、自分が世話をしているとのこと。
- ・ 父方祖母は、持病もあり、本児の世話までは難しい状況である。母親のことを快く思っていない。
- ・ A市健康増進課による養育に関する意思確認に対し、本児を自宅にて2人で育てていく、父親は自分の子どもと思って育てていくとの意向を示す。

③ 本児、母親退院後の様子

- ・ 出生届、乳幼児医療受給申請等については、父母が手続きを行う。
- ・ 沐浴、授乳(ミルク)、オムツ替えは父親が行い、母親はあまり育児をしない。家事等は父方祖母が行う。
- ・ 夜間、父親が仕事の間は母親が育児をしている。
- ・ 父母が出かけるときは、父方祖母が世話をしている。父方祖母は育児のアドバイス等もしていた。
- ・ 父母は、抱き癖がつくからと本児をあまり抱こうとしないため、A市健康増進課、児童家庭課から、しっかり子どもを抱いて育てるよう指導を受ける。
- ・ 8月2日、A市健康増進課の訪問時、父親が「ミルク代がかかるので、施設に入れようかと思うことがある」などと発言した。
- ・ 事件の約1ヶ月前から、本児の体重増加が僅かであるなどネグレクトの状態があり、また、父親が叩く、揺するなどの身体的虐待を行っていた。
- ・ 8月30日、本児は1ヶ月健診を受診した。

(5) 各関係機関による支援の状況

① 児童相談所

平成23年6月21日

親族等が来所し、父母に子どもが育てられるか不安と相談する。

平成23年6月22日

入院先のC病院に連絡し、父母の養育状況に問題がないことを確認した。C病院に対し、父母の養育状況等について情報提供を依頼する。

平成23年6月23日

C病院から、父親が本児の世話をしているが、母親は育児にあまり関わっていないことなど、父母の養育状況等について情報提供を受ける。

A市健康増進課に対し、C病院を訪問の上、親族からの相談に応じるよう依頼する。

C病院での父母及び本児の状況等について、A市健康増進課から報告を受ける。

平成23年6月24日

A市健康増進課、A市児童家庭課とケース検討会議(A市要保護児童対策協議会)を開催。退院後の訪問支援体制と連絡体制について確認する。

- ・ 主としてA市健康増進課が本児の見守りを行う。
- ・ 体重が増えていないなど、本児の発育状態に問題があれば、児相として一時保護等の対応を検討する。

平成23年6月27日

A市児童家庭課から、父母から出生届の提出があったこと、父親が、自分の子どもではないが実子として届け出、育てていくと話していた旨連絡を受ける。

平成23年6月30日

児童相談所、A市児童家庭課でケース検討会議(A市要保護児童対策協議会)を開催する。情報交換しながら連携を密にし対応していくことを申し合わせる。

平成23年8月4日

A市健康増進課担当保健師から本児の発育に問題は無いこと、父親が施設に預けようかなどと冗談のように言っていたことなど8月2日の家庭訪問時の状況について報告を受ける。

平成23年8月19日

A市健康増進課から電話があり、訪問を拒まれ、8月2日以降訪問できていないこと、1ヶ月健診が未受診であることなどが報告される。

② A市児童家庭課

平成23年6月24日

児童相談所、A市健康増進課とケース検討会議(A市要保護児童対策協議会)を開催。退院後の、訪問支援体制と連絡体制について確認する。

平成23年6月27日

父母が出生届及び子ども手当の手続きのため来庁する。子育てが困難であるようであれば、児童福祉施設に入所させることもできること、一時的に預かる制度もあることなどを説明し、子育てが困難と感じたらすぐに相談するよう助言する。

平成23年6月29日

A市健康増進課から、6月28日の家庭訪問の状況について、父親は、健康増進課が度々訪問して来るのは、虐待を疑っている

ためではないかと、少し勘ぐっている様子が窺えるなどの報告を受ける。

平成23年6月30日 児童相談所、A市児童家庭課でケース検討会議(A市要保護児童対策協議会)を開催する。

平成23年8月5日 A市健康増進課から、8月2日の家庭訪問の状況報告を受ける。状況に応じて、児童家庭課長が訪問に同行する旨担当保健師に伝える。

平成23年8月19日 A市健康増進課から、訪問拒否について連絡を受け、児童家庭課としても協力する旨伝える。

平成23年8月22日 父方祖母来庁。父母の養育状況等について確認し、虐待行為に至るようなことがないように、注意しておいて欲しい旨伝える。

平成23年8月29日 父母が乳幼児医療費助成制度の手続きのため来庁する。養育状況を確認する。本児を抱いて授乳することなどの指導を行う。

平成23年8月30日 父母が乳幼児医療費助成制度の手続きのため来庁する。保健師の訪問を拒むことなく、受け入れるよう助言する。

③ A市健康増進課

平成23年6月14日 来庁した父母に母子健康手帳を交付する。妊娠38週。

平成23年6月23日 児童相談所からの依頼を受け、C病院で父母及び本児と面接する。本児の状態に異常がないこと、C病院での父母の様子を確認する。

自分達で育てていくという父母の意思を確認する。C病院には、入院期間を延長するようお願いするも無理であるとのことであった。

平成23年6月24日 児童相談所からの紹介で親族等が来庁する。父母に子どもが育てられるか不安とのことで、今後、この親族と連絡を取り合うことを約束する。

同日 児童相談所、A市児童家庭課とケース検討会議(A市要保護児童対策協議会)を開催する。退院後の訪問支援体制と連絡体制について確認する。

平成23年6月27日 家庭訪問すると、父母は不在であったが、父方祖母と本児が在宅であったため、発育状況等を確認する。父方祖母に、父母の養育などで気になることがあれば直ぐに連絡するように伝える。

平成23年6月28日 家庭訪問し、体重測定(2, 720g)を行い、授乳、沐浴などの養育状況を確認する。

平成23年7月6日 家庭訪問し、体重測定(3, 160g)を行い、本児の発育状

況、父母の養育状況を確認する。虐待を疑わせる状況は無い。

平成23年7月15日

家庭訪問し、前日C病院で測定した体重の確認（3,696g）を行い、本児の発育状況、父母の養育状況を確認する。

平成23年7月22日

家庭訪問し、体重測定（4,160g）を行い、本児の発育状況、父母の養育状況を確認する。本児の顔及び右腕に引っ掻き傷があることを確認する。右腕の傷はやや深い。父母の話では、本児が引っ掻いたとのこと。

平成23年7月25日

電話で父親に対して、1ヶ月健診受診に関する情報提供を行う。

平成23年8月2日

家庭訪問し、体重測定（4,260g）。体重増加はあまり良くないが、聞き取りでは十分な量を飲ませている。本児は1ヶ月健診を受診していないため、受診するよう指導する。本児の体に異常がないことを確認する（右腕の傷は消えている）。

父母に育児負担感はないか確認したところ、寝不足であると言う。父親は、冗談のように施設に入れようかと思うことがあるなどと発言したので、施設入所について説明する。母親が拒否的な態度を示す。育児で思い詰める前に相談するよう助言する。父親は、虐待などしないと断言する。

平成23年8月4日

児童相談所に、8月2日の訪問時に、父親から施設入所について話が出たことを報告する。児童相談所から、一時保護もできる旨助言を受ける。

平成23年8月5日

A市児童家庭課に、8月2日の訪問時に、父親から施設入所について話が出たことを報告する。A市児童家庭課から、訪問を拒むようであれば課長も同行する旨助言を受ける。

平成23年8月10日

電話で父親に対して、1ヶ月健診受診状況を確認すると未受診とのことであったが、近日中に受診すると言うので訪問は延期する。一時保護について（一時預かりという表現を用い）説明するが、必要ないと回答がある。

平成23年8月18日

電話で父母に対して、家庭訪問したい旨伝える。そばで父親が「来るな、関係ない！」などと罵声を発している声が聞こえる。寝不足などと訪問を拒むが、受け入れられるようになったら連絡をするということで、連絡を待ち後日訪問することとする。施設入所や一時保護について意思確認するが必要ないと回答がある。

平成23年8月29日

電話で父母に対して、1ヶ月健診受診を勧める。育児負担感などを確認し、施設入所について意思確認するが、必要ないと回答がある。

4 事例の検証による問題点と課題の整理

本事例は、関係機関が支援を継続している中で起こった事案であり、家庭訪問や電話での養育指導など、関係機関の対応には相応の努力の跡は窺えるものの、検証の結果、以下の問題点と課題が認められた。

(1) 情報収集及びリスク評価について

① 問題点

母親は、医療機関等を利用せず自宅で出産した上、自身の子どもにあまり関心を示さず父親に子育てを任せるなど、その養育能力には疑問が感じられるところであるが、母親の養育能力を把握するための情報収集や課題分析等が十分ではない。

妊娠の届け出が遅いことや自宅で出産したこと、父親の短気な性格などにより、ハイリスクケースとの認識はあったが、当初から具体的なリスク評価ができておらず、複数の関係機関がリスクの程度を共通認識できていなかった。結果として、具体的な対応策が決まっていなまま支援を続けていた。

さらに、8月2日の訪問以降、父母から訪問を拒むような発言もあり、訪問ができていない状況の中で、発言の真意・背景等についてのリスク評価等が十分に検討されていない。

② 課題

- ・ どのケースにおいても各関係機関が把握している情報をすべて整理し、リスク評価する必要がある。
- ・ 親の養育能力を適切に把握する方法について、検討する必要がある。
- ・ 複数の機関が関わる場合には、すべての機関がリスクの程度を同等に認識し、対応策を検討する必要がある。
- ・ 支援の過程において、子どもや家庭の状況が変化してくる場合もあるため、その状況に応じて情報収集し、リスク評価を行っていく必要がある。
- ・ 本ケースの場合、当初は訪問指導を受け入れていたものの、次第にそれを受け入れなくなっている。訪問拒否などは、会えないこと自体が問題であると捉え、その対応策等について検討する必要がある。

(2) 子どもの安全確認について

① 問題点

A市健康増進課による8月2日の訪問以降、本児の状況確認ができていない。

また、本児が1ヶ月健診を受診したD医院にも本児や父母の状況等についての情報提供がなされていないので、健診において本児に対する虐待の可能性について、どの程度の確認がなされたかは不明確である。

この間、電話等により、父母から養育状況等について確認しているが、本児の直接目視による安全確認には至っておらず、どのように本児の安全確認を行うかとい

うことについて、十分な検討はされていない。

A市健康増進課が父母との関わりを維持している中、児童相談所は、A市健康増進課と父母との関係が途絶えることを危惧し、また、保健師との電話連絡などがとれていたこともあり、直接的に介入することをためらっていたようにも感じられる。約1ヶ月という期間の中で、父母がA市健康増進課の訪問を拒否するような発言があるなど、好ましくない状況に変化してきており、児童相談所として、訪問等による本児の安全確認と、それが困難な場合には必要に応じて立入調査も検討すべきであったと思われる。

② 課題

- ・ 虐待が疑われる子どもが受診する可能性のある医療機関との連携について、検討する必要がある。
- ・ 状況の変化等により、長期間子どもの安全確認ができなくなった場合の安全確認のタイミングや方法等について、検討する必要がある。
- ・ 児童相談所が直接介入すると保護者等が極度に身構えてしまい、他の関係機関の関与すらも困難になることがある。虐待の事実が無いハイリスクケース等に対しても、児童相談所が積極的に介入していくことができるような支援の方法等について検討する必要がある。

(3) 関係機関の連携について

① 問題点

A市健康増進課は、支援開始当初からハイリスクケースとの認識の下、危機感を抱きながら父母等に対する支援を継続していた。熱心に何度も訪問し、父母の養育状況、本児の発育状況及び虐待の形跡等を確認する中、その都度必要に応じて、児童相談所やA市児童家庭課に対して情報提供を行ってきた。

この間、父親から「施設に入所させようかと思うこともある」との発言があったり、父母がA市健康増進課の訪問を拒否するような発言があるなど、父母の心情や支援機関との関係等が変化してきていることが認められる。

このような状況の下、児童相談所においては、ハイリスクケースとの認識はあるものの、虐待が疑われる状況を把握できていなかったことから、A市健康増進課を通じて、施設入所等の意思確認をする程度にとどまり、直接的に介入して、父母に対して、施設入所措置等を働きかけていくことができなかった。

また、民生委員・児童委員に対しては、個人情報に配慮するあまり、情報提供もされていなかった。民生委員・児童委員に対しては、早期に情報提供した上で、地域内での見守り等についてその活用を図るべきであったと思われる。

② 課題

- ・ 状況の変化を的確に把握し、その状況に応じた各関係機関の役割を明確にして対応する必要がある。
- ・ 民生委員・児童委員との連携に関しては、関係機関において個人情報等に配慮するあまり、情報提供が躊躇される場合がある。

(4) 施設入所措置等の対応について

① 問題点

母親は、医療機関等を利用せず自宅において出産しており、出産状況としては、かなりのハイリスクケースとして注意を要する家庭であったと思われる。

入院中は、母親は子どもにあまり関心を持たず、父親が主に世話をしていた。また、育児に取り組む姿勢は、父母共に子どもへの愛情が希薄であることが窺えた。

児童相談所においても、ハイリスクケースと受け止め、施設入所を視野に対処を考えていたが、父母が養育意思を示したことから、当面、保健師による指導が適切と判断し、A市健康増進課に在宅支援を依頼したものである。その中で、一時保護や施設入所についての情報提供や利用の勧奨を行い、父母の希望や虐待の疑いがあれば、すぐに対応することとしていた。

その後も父母がA市健康増進課やA市児童家庭課職員からの問いかけに対し、子どもは自分たちで育てていくなどと発言していること、事件発生までの間、父母が虐待を行っているか否かという点について把握できなかったことなどもあり、児童相談所が直接的に介入し、施設入所措置等について働きかけていくことには慎重になっていた。

しかしながら、その後、A市健康増進課が訪問した際、父親から「施設に入所させようかと思うこともある」との発言があった時などは、保健師と児童相談所担当者が情報交換し「一時預かり」という軟らかい表現を用いて勧奨する等の工夫を行っているものの、児童相談所として様々な切り口での関わり方を検討し、父母に対して直接的に働きかけを行うなどの対応について検討すべきであったと思われる。

② 課題

- ・ 父母による子どもの養育状況や心情の変化などがあった場合、その状況把握と対応の方法等について検討しておく必要がある。

(5) 保護者への支援について

① 問題点

母親が十分な育児をしていない中、父親が運転代行という夜間の仕事を行いながら育児をしていた。母親は、若年者でもあることから、子育てに関しては、特に支援を要する家庭であったと思われる。

② 課題

- ・ 各種子育て支援サービスや民間団体などによる支援活動等、当該世帯に対して、子育てを行う上で活用し得るサービス等について、情報提供していくことも必要であったと思われる。
- ・ 父母の育児を支援する親族を積極的に活用することにより、父母に対する様々な働きかけも可能ではなかったかと思われる。

5 再発防止に向けての提言

こうした痛ましい事件の再発防止に向け、上記の問題点・課題を踏まえ、以下の提言を行う。

【提言1】 情報収集及びアセスメントの適切な実施

① 保護者の養育能力の把握

子どもや家庭の状況等についての情報収集はもちろん、保護者の養育能力を把握することが重要であり、保護者の障害、疾患等について医学的な診断を必要とする場合もあることから、医師の活用など適切な評価方法を検討すること。

② 虐待が疑われるケースに対する適切なアセスメント

子どもの虐待が疑われるケースについては、関係機関それぞれが持つ情報を基に、「子ども虐待防止に関わる援助関係者の連携マニュアル」に掲載された、状況判断シート及びリスク情報整理シートを活用するなど、リスク評価とその対応を含めた適切なアセスメントに努めること。

【提言2】 子どもの安全確認の確実な実施

① 医療機関に対する協力要請等

乳児については、定期的な健診をはじめ医療機関を受診する機会が多いと考えられることから、特に虐待が疑われる子どもに関しては、あらかじめ受診可能性の高い医療機関に対して注意を喚起するなど、必要に応じて協力要請を行い情報収集に努めること。

② 出頭要求・立入調査権の行使による安全確認

保護者の訪問拒否等により、長期間子どもの安全確認が困難な場合には、出頭要求、立入調査等の権限を行使するなどの方法により、安全確認を実施すること。

施設入所措置を前提とした「児童福祉法第29条」に規定された立入調査とは異なり、「児童虐待の防止等に関する法律第9条」に規定された立入調査は、安全確認を主たる目的としたものであることから、子どもの安全確認に際しては、同法に基づく立入調査の積極的な活用が望まれる。

③ 出頭要求・立入調査等の要否判断

出頭要求や立入調査等の権限が適切に行使されるよう、その要否判断に関する指針等の策定について検討すること。

【提言3】 関係機関の連携に基づく適切な支援等

① ケース検討会議の効果的な活用による関係機関の連携

子どもの安否が心配されるようなケースについては、あらかじめケース検討会議等において、子どもの安全確認、保護者への支援や働きかけなどについて各関係機関の役割を具体的に決定し、その上で定期的にその状況を確認していくこと。

また、支援の過程において、子どもの状態、親や家庭の状況等に変化が生じた場

合には、適宜ケース検討会議等を開催し、状況の変化に応じた支援策と各機関の役割等を具体的に決めて対応していくこと。

② 民生委員・児童委員の活用

地域において、子どもやその家族の生活状況等について見守りを行うような場合には、当該地域で生活する民生委員・児童委員を積極的に活用すること。

個人情報に対して過剰に配慮するあまり、民生委員・児童委員に対して必要な情報が提供されないケースもあるが、児童虐待防止のため、関係機関が連携して活動する中、個人情報については、「個人情報の保護に関する法律第16条第3項第3号」の規定に基づき提供が許容されると解釈される。

③ 児童相談所、市町児童保健福祉部局の対応能力の強化

複雑多様化する事案に適切に対応できるよう、児童相談所、市町の児童保健福祉担当部局の対応能力の強化や人材の専門性向上等を図ること。

【提言4】 保護者の心情や状況の変化等に則した適切な対応

① 保護者の心情に配慮した児童相談所の支援

児童相談所が直接介入すると保護者が極度に身構えてしまい、他の関係機関の介入すらも困難になる事例がある。児童相談所においては、児童虐待相談のみならず、保健相談、障害相談、育成相談等についても対応できる機能を有していることから、ハイリスクケースに対しては、子育てに関する様々な相談に応じる旨を伝えながら、対象家庭に警戒感等を与えずに関与できる方法を検討すること。

② 状況の変化に応じた適切な施設入所措置等の対応

関係機関による訪問活動等を通じて、子どもの様子や保護者の養育状況、心情の変化等を的確にとらえ、状況に応じた適切な施設入所措置等の対応ができるよう、各関係機関ともしっかりと連携しながら、常にその体制を整えておかなければならない。児童相談所は、保護者に対して、状況を見計らいながら、直接的に子どもの養育の意思確認を行い、必要に応じて施設入所等を勧めていくこと。

【提言5】 養育に不安のある保護者への適切な支援

① 子育て支援サービス等の情報提供

行政機関等で実施している子育て支援サービスや、民間団体が実施している支援活動等を活用することも、育児に関する不安の解消等に有効と思われるので、子どもの養育に不安のある保護者に対しては、これらのサービスについて、より具体的かつ積極的に情報提供すること。

② 親族等による子育て支援

養育に不安のある保護者については、祖父母等の親族からの支援を受けることによって育児不安が解消され、子どもの健全な発育につながる場合も少なくない。

このため、保護者への支援が期待できる親族等がいる場合には、保護者や子どもの状況を充分勘案の上、何らかの支援を依頼するよう保護者本人に働きかけるとともに、保護者への支援の可否について必要に応じて親族等に確認を行うこと。

児童福祉専門分科会保護母子部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、児童福祉専門分科会保護母子部会（以下「部会」という。）の運営等について定めるものとする。

(所掌事務等)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 児童福祉法第27条第6項及び児童福祉法施行令第32条の規定による児童相談所長による措置、措置の解除・停止・変更等に関する事。
- (2) 被措置児童等虐待の防止等に関する事。（児童福祉法第33条第12項及び第15項）
- (3) 児童虐待防止等に関する法律第4条第5項及び第13条の4の規定による児童虐待による死亡事例等の検証及び報告の受理
- (4) 児童福祉法施行令第29条の規定による里親の認定に関する事。
- (5) 母子及び寡婦福祉法施行令第13条及び第38条の規定による母子及び寡婦福祉資金の貸付停止に関する事。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、児童福祉専門分科会長が部会に属する委員のうちから指名する。

- 2 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。

(審査会)

第4条 部会に、第2条第(1)号、第(2)号及び第(3)号に掲げる事項を特別に調査審議するための虐待等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、部会の委員及び臨時委員のうちから児童福祉専門分科会長が指名する者（以下「審査会委員」という。）で組織する。
- 3 審査会に審査会長を置き、審査会長は審査会委員のうちから児童福祉専門分科会長が指名する。
- 4 審査会長に事故があるときは、あらかじめ審査会長の指名する審査会委員がその職務を代理する。
- 5 審査会は審査会長が招集し、議長となる。
- 6 審査会の会議は、審査会委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 7 審査会は必要に応じて、委員以外の学識経験者等の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 審査会の決議は、これをもって部会の決議とする。
- 9 審査会委員は、審議の過程で知り得た、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

山口県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保護母子部会虐待等審査会名簿

氏 名	役 職 名	備 考
田中 理絵	山口大学教育学部准教授	審査会長
咲賀 信幸	山口県児童入所施設連絡協議会会長	
村田 正子	山口県民生委員児童委員協議会副会長	
田畑 元久	山口県弁護士会	
渡邊 義文	山口大学大学院医学系研究科教授	

虐待等審査会（死亡事例検証委員会）開催状況

	開催日	内 容
第 1 回	平成23年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証の目的、方法、日程等の確認 ・ 事例の概要及び経過の報告 ・ 関係機関職員に対するヒアリング
第 2 回	平成24年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関職員に対するヒアリング ・ 問題点の整理
第 3 回	平成24年 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題点の整理 ・ 再発防止に向けての提言 ・ 報告書（案）について
第 4 回	平成24年 3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書（案）について
第 5 回	平成24年 5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書（案）について

状況判断シート

年 月 日

①課題 (□緊急：48時間 □短期：1週間 □中期：1カ月 □長期：1カ月超)

0) 目標 (期限)

②状況

1) 今回の事実経過

□別紙

2) リスク情報の整理(過去～現在) 加害者の重要情報 子ども他の重要情報

□別紙

3) 支援側の態勢

□別紙

③評価とプラン

4) リスク評価 (未来) 加害者の可能行動と子どもへの影響 子ども他のリスク

□別紙

5) 方針案 (複数)

□別紙

④検討

6) 方針の検討

□別紙

⑤決定

7) 方針の伝達 (結論)

リスク情報整理シート

(初 回 回 目)

担当児童福祉司:

児童氏名 () 年 月 日生 (歳)

養育者	氏名 () 年 月 日生 続柄 ()	家族構成	現在のサポート状況
	氏名 () 年 月 日生 続柄 ()		今後期待できるサポート
	住所:		
	連絡先電話:		

項目	児童虐待のリスク要因 ※該当するもの★印で囲む	リスク要因の程度				特記事項
		高	中	低	不明	
①虐待の継続性	・虐待行為が繰り返し行われている ・子どもを放棄している					
②年齢	・3歳以下 ・4～就学前 ・小学生 ・中学生 ・高校生					
③知育・発達	・身長増加不良 ・体重増加不良 ・発達の遅れ ・ことばの発達の遅れ					
④健康状態・身体症状	・不自然なけがやあざ ・慢性疾患 ・障害 (身体・知的・精神) ・アトピー ・喘息 (アレルギー疾患)					
⑤情緒の安定	・表情が乏しい ・無表情 ・落胆 ・失笑が多い ・眠りが強い ・悪夢 ・夜泣き ・夜驚 ・活気がない ・緊張が高い					
⑥問題行動	・多動 ・乱暴 ・自傷行為 ・不登校 ・注意散漫行動 ・暴力 ・万引き ・家出 ・夜間徘徊 ・虚言 ・年齢不相応な性的な興味関心や言動 ・過食・異食 ・急激な学力低下					
⑦基本的な生活習慣	・生活リズムの乱れ ・睡眠の不安定 ・年齢相応の基本的な生活習慣が身に付いていない ・年齢不相応な行動の良さ					
⑧関係性	・養育者との関係 (つかない、拒否、おびえる、拒絶、虐待) ・視線を合わせない ・家に帰りがたらない ・誰にでも強硬に甘える ・身体接触を積極的に嫌がる ・同年代の子どもと遊べない ・孤立					
⑨ケア等の状態	・衣服、身体の不潔 ・不衛生 ・季節に合わない衣服 ・医療機関未受診					
⑩健康状態	・疾患 ・障害 (身体・知的・精神) ・依存症 (薬物・アルコール)					
⑪精神状態	・うつ病 ・統合失調症 ・人格障害 ・精神的不安定 ・自殺企図 ・上記症状がありながら通院していない ・服薬していない					
⑫性格的問題	・怒りやすい ・攻撃的 ・衝動的 ・体罰の容認 ・自己中心的 ・社会的に未熟な性格 ・共感性欠如 ・被害的 ・その場通れ ・嘘が多い					
⑬日常的世話	・衣食住の世話をしない ・事故が多い ・産後未受診 ・予防接種未接種 ・しつけをしない ・過度のしつけ ・子どもの関わりが少ない					
⑭養育能力	・発達理解がない ・育て方がよくわからない ・家事能力が低い ・依存性 ・育児不安が強い ・育児しようとしていない					
⑮子どもへの思い・態度	・かわいと思えない ・愛着がない ・きょうだいで差別する ・イライラする ・拒否的 ・無関心 ・過干渉 ・権威的 ・過剰な期待					
⑯問題認識・問題対応能力	・子どもや養育上の問題の認識 (自覚) がない ・子どもを守れない ・子どもより親の欲求を優先 ・共感性が乏しい ・虚言癖 ・危機解決できない ・ストレス解消できない					
⑰夫婦・家族関係	・夫婦不和、対立 ・夫婦間暴力 ・家庭内暴力					
⑱家族形態の変化	・離婚、死別、別居 ・同居、内縁、再婚 ・一人親等					
⑲子どもとの接触度	・虐待者とのみいる時間が長い					
⑳きょうだい関係	・きょうだいに疾患、障害がある ・きょうだいが多い					
㉑住居状況	・不衛生 ・居室内の激しい乱れ ・転居を繰り返す ・住所不定					
㉒労働状況	・定職なし ・失業中 ・働く意志がない ・職を転々とする ・不規則な就業時間 ・就労によるストレス (疲労)					
㉓経済状況・経済基盤	・経済不安あり ・生活苦 ・計画性欠如 (ギャンブル、借金など)					
㉔地域社会との関係	・親族からの孤立、対立 ・近隣、友人からの孤立 ・育児支援者がいない ・相談できる人がいない					
㉕虐待行為	・家庭内行為を止めない人がいない ・子どもの逃げ場がない ・虐待者が行為を認識できず、改善できない					
㉖妊娠・分娩状況	・産まない妊娠 ・経産婦未受診での分娩 ・出産前後の精神疾患 (マタニティブルー、産後うつなど)					
㉗児童の出生状況	・多胎児 ・先天性疾患					
㉘分離歴	・出産後の長期入院 (分娩) ・子どもとの分離 (施設入所など) ・養育者が一定しない					
㉙虐待歴	・本児、きょうだいへの虐待歴 ・きょうだいの不審死					
㉚養育者の年齢	・第1子出産時十代の親					
㉛養育者の生育歴	・養育者自身の虐待被害 ・親から愛されなかった思い ・親との対立 ・虐待な親に育てられた					
㉜その他	④援助機関の受入れ ・拒否 ・無視 ・接触困難					
○の合計		0個	0個	0個	0個	

※ 「高」が6個以上は重度以上の可能性が高いため、一時保護等の必要性が高くなる。「高」と「中」の和が7個以上のときは中度以上の虐待の可能性が高いため、一時保護等を検討が必要。